特定入所者介護サービス費における課税層に対する特例減額措置について

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担段階第４段階の被保険者（課税世帯の人や配偶者が課税されている人）は負担限度額認定の対象とならず食費・居住費の負担軽減が行われませんが、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所して食費・居住費を負担した結果、在宅に残る配偶者等のご家族が生計困難に陥らないようにするため、下記の要件を満たす場合は、申請により食費・居住費（片方又は両方）について「特例減額措置」が受けられます。

■　対象者の要件

①　世帯員の数が２人以上であること

※施設入所により世帯が分かれた場合は、入所前の世帯で判断します。なお、配偶者が同じ世帯に属していないときは、配偶者も含めます。

②　介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担段階第４段階の食費・居住費を負担していること

③　全ての世帯員及び配偶者の「公的年金等の収入金額＋合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）」から、施設入所者の「１割から3割の利用者負担＋食費＋居住費の年額見込」を控除した額が80万円以下であること

④　全ての世帯員及び配偶者について現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託及び有価証券の合計額が450万円以下であること

⑤　全ての世帯員及び配偶者が居住や日常生活のために必要な資産以外に利用できる資産を所有していないこと

⑥　全ての世帯員及び配偶者が介護保険料を滞納していないこと

■　特例措置の内容

　上記③の要件に該当しなくなるまで食費もしくは居住費、又はその両方について利用者負担第３段階②の負担限度額を適用します。

利用者負担第３段階②の食費・居住費（１日あたり）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 居住費 | | | | 食費の限度額 |
| ユニット型個室 | ユニット型・個室的多床室 | 従来型個室※1 | 多床室 |
| 1,310円 | 1,310円 | 820（1,310）円 | 370円 | 1,360円 |

※１　介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（　）内の金額となります。

■　申請の手続き

　次の書類を提出してください。

1. 介護保険負担限度額認定申請書
2. 収入等申告書兼同意書
3. 特定入所者介護サービス費における課税層に対する特例減額措置に係る資産等申告書
4. 契約書など施設の施設利用料、食費、居住費が確認できるもの
5. 全ての世帯員及び配偶者それぞれについての所得証明書、源泉徴収票、年金支払通知書、確定申告書などの収入を証する書類の写し。ただし、みやま市で課税されている世帯員については必要ありません。
6. 全ての世帯員及び配偶者の預貯金通帳の写し、有価証券等資産の状況が確認できる書類

■　有効期間

　有効期間は原則として申請日の属する月の初日から申請日後の最初の７月31日までです。

　特例減額措置の認定を受けた後、世帯構成の変化等により特例減額措置の要件に該当し

なくなったときや施設を退所するときには負担限度額認定証を返還する必要があります。

お問い合わせ

　みやま市保健福祉部介護支援課

介護保険係

電話　0944-64-1555